

国民年金保険料の納付が困難なときは

●申請・問い合わせ／保険医療係、釧路年金事務所 ☎ 0154-22-5810

経済的理由または失業などで国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料が免除または猶予される制度があります。

国民年金保険料免除制度

本人、世帯主、配偶者の前年所得がそれぞれ一定額以下または失業などで収入が少なく、保険料の納付が困難な人が申請することによって、保険料が全額免除または一部納付(免除)となる制度です。

▼免除の対象となる所得の目安、承認された場合の納付額

	所得の目安	保険料額 (月額)	年金額への 反映割合
全額免除	(扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 32万円	なし	1 / 2
4分の3免除(4分の1納付)	88万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	4,130円	5 / 8
半額免除(半額納付)	128万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	8,260円	3 / 4
4分の1免除(4分の3納付)	168万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	12,390円	7 / 8

※申請者本人のほか、配偶者および世帯主の人も所得審査があります

※社会保険料控除等がある人については、目安が異なる場合があります

※一部納付の目安は社会保険料を一定額納付していると仮定しています

※一部納付制度は納付すべき一部の保険料を納付されない場合、将来の年金額に反映されず、また死亡や障害といった不慮の事態が生じた際に、年金を受け取ることができなくなる場合があります

※『扶養親族等控除額』『社会保険料控除額等』は、年末調整・確定申告で申告された金額です。源泉徴収票・確定申告控等でご確認ください

保険料納付猶予制度(50歳未満の人)

50歳未満の人で、本人・配偶者(世帯主の所得審査はありません)の前年所得がそれぞれ一定額以下の人、または失業などにより、保険料の納付が困難な人が申請することによって、納付が猶予される制度です。(所得の目安は全額免除と同じ)

特例免除について～失業された人の所得審査が除外されます～

特例免除は保険料免除、納付猶予および学生納付特例申請をする年度または前年度において、退職(失業)の事実がある場合に失業された人の所得を除外して審査を行い、保険料の納付を免除または猶予します。

※本人が失業された場合でも、配偶者・世帯主に一定以上の所得があるときは、免除が認められない場合があります

※配偶者・世帯主が退職(失業)した場合は、配偶者・世帯主の所得審査も審査対象から除外します

令和5年7月時点での申請対象期間

▷令和2年度(令和3年3月～6月分) ※7月中が申請期限です

▷令和3年度(令和3年7月～令和4年6月分)

▷令和4年度(令和4年7月～令和5年6月分)

▷令和5年度(令和5年7月～令和6年6月分)

※申請日より原則2年1カ月までしか、さかのぼって申請できません

申請に必要なもの

▷個人番号または年金番号がわかるもの

▷失業などを理由にする場合は、雇用保険受給資格者証や離職票など

臨時特例措置の申請受付は令和4年度分の申請をもって終了します

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難となった場合に、臨時特例措置として所得見込額を用いた免除・猶予、学生納付特例申請を受け付けていましたが、令和4年分の申請をもって終了します。

申請対象期間は、令和2年2月分以降の国民年金保険料ですので、詳細については、保険医療係または釧路年金機構事務所(0154-22-5810)にお問い合わせください。